

利用規約(2024年1月3日改訂)

第一章 総則

第 1 条 (名称)

当施設は、NALA GYM (以下「当ジム」と言う) と称します。

第 2 条 (目的)

当ジムは、パーソナルトレーニング・リラクゼーション、リハビリテーション支援事業を通じ利用者の美容や健康増進並びに、地域社会における明るいまちづくり、地域活性化に寄与することを目的とします。

第 3 条 (運営および管理)

当ジムは、山形県鶴岡市美原町 28-47 株式会社 ATHLETIC MEDICINE が運営、管理を行います。

第二章 利用制度 4 条 (施設利用)

当ジムは、所定の手続きにより本ジムが承認した方 (以下、利用者) に当ジムの諸施設を利用させることができます。利用者は利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。

第 5 条 (利用資格)

利用者は、当ジムの趣旨に賛同し本規約を承認した方とします。なお、当ジムはその自由な裁量により利用申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。当ジムの利用資格は以下のとおりとします。

- A. 満18歳以上で、本規約および当ジムの諸規則を遵守する方 (ただし、未成年の場合には親権者の同意がある方)
- B. 医師等に運動を禁じられておらず、当ジムの諸施設の利用に支障がないと申告された方 (健康状態に疑義のある方は別途ご相談ください)
- C. 当ジムの利用者としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- D. 反社会的勢力関係、薬物常用でない方
- E. 以前に当ジムで利用停止処理をされていない方

第 6 条 (利用手続)

当ジムは、本規約を承認の上、利用手続を行い、当ジムの承認を得た上、当ジムの利用ができるものとします。

第 7 条 (未成年者の取扱い)

未成年者が当ジムを利用する場合、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 8 条 (利用停止)

当ジムが利用者を当ジム利用者として不適切であると判断した場合には、当ジムは当該利用者を一方的に利用停止することができます。なお、利用者が下記の各項に該当する場合も同様とします。

- A. 当ジムの規約、その他諸規則に違反したとき
- B. 当ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- C. 諸料金その他の債務を滞納し当ジムからの催告に応じないとき
- D. 利用手続に際して当ジムに虚偽の申告をしたと判明したとき
- E. 当ジムが当ジム利用者としてふさわしくないと判断したとき

第 9 条 (利用資格喪失)

利用者は下記の各項に該当したときに利用資格を喪失します。

- A. 利用者が利用停止されたとき
- B. 第 8 条、第 9 条により、利用資格を喪失または利用停止処分されたとき
- C. 利用者が死亡したとき
- D. 経営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき

第 10 条 (変更事項の届出)

- (1) 利用者は、住所、連絡先及びその他利用申込み事項に変更があった場合には、速やかに当ジムに届出るものとします。
- (2) 利用者への通知は、利用者から届出のあった最新の住所宛に行い、当ジムは以後の責任を負いません。

第 11 条 (損害賠償)

- (1) 当ジムの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として利用者各自の自己責任とし、当ジムは責任を負いません。但し、当ジムの責に帰すべき事由があった場合は、15 万円を限度 (当ジムに故意又は重大な過失があった場合を除きます) として賠償します。
- (2) 利用者が当ジムの施設利用に際して、利用者の責に帰すべき事由により利用者が受けた損害については、当ジムは一切損害賠償の責を負いません。
- (3) 利用者が当ジムの施設利用に際して、利用者の責に帰すべき事由により当ジムまたは第三者に損害を与えた場合、利用者は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- (4) 当ジムの利用に際して発生した怪我・病気・事故等 (死亡等重大事故は除く) については、原則として、利用者各自の自己責任とし、当ジムは責任を負いません。但し、「NALA GYM ご提供サービスのご案内」に署名がなく、当ジムの責に帰すべき事由があった場合は、原則として 15 万円を限度 (当ジムに故意又は重大な過失があった場合を除きます) として賠償します。

第 12 条 (遺失物・忘れ物・放置物)

遺失物・忘れ物・放置物については、原則として 1 ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第 13 条 (その他諸規則の改定)

当ジムは、必要と認めた場合、本規約・細則・その他当ジムの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは当ジムは 1 ヶ月前迄に施設内への掲示及び SNS (Facebook、Instagram) にて告知することとし、改定後は、全利用者に適用されるものとします。

第 14 条 (閉鎖および解散)

当ジムは、必要と認めた場合、当ジムを閉鎖および解散をする事が出来ます。但し、当ジムはできうる限り近隣の施設の利用が可能となる措置をとります。

- A. 施設の改造または修理のとき
- B. 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき
- C. 経営上重大な理由が有るとき

第三章 施設利用 第 15 条 (諸規則の厳守)

利用者は、当ジムの施設利用に際して、本規約および当ジムが別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第 16 条 (健康管理)

利用者は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第 17 条 (入場禁止・退場)

当ジムは、利用者が下記の各項に該当する場合は、その利用者を当ジムへの入場禁止及び退場を命じることができます。

- A. 感染症等に罹患しているとき
- B. 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき
- C. 許可なく館内を撮影する行為
- D. 許可なく当ジムにおいて物品の売買や自らが営業する事業の勧誘をする行為
- E. 許可なく当ジムにおいて物品を私物化する行為
- F. 他人を誹謗中傷する行為
- G. 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- H. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為
- I. 施設内に落書きや造作をする行為
- J. 動物を館内に持ち込む行為 (盲導犬は除外)
- K. 危険物を館内に持ち込む行為
- L. 酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙
- M. 当ジムスタッフの業務を妨げる行為
- N. 他人へのストーカー行為
- O. 他人の施設利用を妨げる行為
- P. 入館に際し虚偽の申告をした場合
- Q. その他本条各号に準じる行為

第 18 条 (休業)

当ジムは、当ジムが別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむを得ない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内への掲示及び SNS (Facebook、Instagram) にて掲示します。